第六章　附則

第廿條　本聯合ノ規約ハ大会ノ決議ヲ経ルニ非ザレハ変更スル事ヲ得ズ

健康保険法の徹底的改正の件

関東地方聯合

理由

政府は健康保険法を制定して我々健康を保證すると約束しただの之の法律は我々の健康の保證よりも役人の給料を出す爲のものであるの慨みかする
我々は健康保険を心要とするだが其れは我々のためのものでなくてはならない
故に左の要求をする者である
一健康保険事務一切を労働組合又は工場委員会委託
一健康保険積金の使用者側全額負担
（労働者に有利だから）

実行方法
労働組合及び無産政党の力を全部利用して凡ゆる行動に出て此れが改正を要求する